

# 災害時緊急輸送基本計画

平成 19 年 3 月 19 日制定

社団法人 北海道トラック協会  
社団法人 地区トラック協会

■目次

1章 総則	3 p
1) 計画の目的	
2) 計画の性格	
3) 計画の修正	
4) 業務の所掌	
2章 平常時計画	3 p
1) 防災知識普及計画	
2) 訓練計画	
3) 車両整備計画	
4) 備蓄資機材整備計画	
5) 情報通信連絡体制整備計画	
6) 災害用資金準備計画	
3章 災害発生時応急対応計画	4 p
1) 活動態勢	
2) 関係機関との協力計画	
3) 情報連絡計画	
4) 輸送計画	
5) 燃料・資機材等調達計画	
6) 資金に関する応急対策計画	
4章 残務対応計画	5 p
1) 業務従事者の災害補償計画	
2) 各種費用の清算計画	
3) 被災事業所の再建計画	

## 1 章 総則

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 6 条及び北海道地域防災計画第 1 章第 5 に基づき、社団法人北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）ならびに社団法人地区トラック協会（以下「地区ト協」という。\*地区は要綱附則に記載）が、地震、大火、風水害等の各種災害（以下「災害」という。）発生時に、地域住民の安全確保、的確な応急対策の実施並びに被災地の速やかな復旧・復興に寄与することを目的として策定する。

### 2 計画の性格

この計画は、北海道及び関係市町村の地域防災計画における北ト協ならびに地区ト協の役割を円滑に遂行するための基本的大綱を定めるものであり、事業計画及び緊急輸送業務実施計画は、別途定める北海道トラック協会緊急輸送業務実施要綱によるものとする。

### 3 計画の修正

この計画は検討を加え、必要があると認められた時は、必要な委員会等の審議を受け、北ト協理事会の承認を得た上で修正する。

### 4 業務の所掌

この計画推進のための事務は、北ト協の事務局においてこれを行う。地区ト協は北ト協事務局との連携のもと業務を所掌する。

## 2 章 平常時計画

### 1 防災知識普及計画

平常時から北ト協ならびに地区ト協関係者は会員等の防災知識の普及、意識の向上を図り、災害発生時の心得を明確にし、状況の変化に応じて適切な行動がとれるよう必要な広報を行う。また、北ト協ならびに地区ト協が防災機関である指定地方公共機関の一員として果す役割等について、広く道民への広報に努める。

### 2 訓練計画

災害時に必要かつ適切な防災活動を期すためには、平常時における防災訓練が極めて重要である。そのため、輸送、参集、通信連絡等の訓練活動を通じて業務の習熟に努める。

### 3 車両整備計画

災害がいつ発生しても対応出来るよう、会員は必要な救援体制に備えておくことが必要である。なお、北ト協ならびに地区ト協は会員事業所をあらかじめ登録しておくと同時に、登録された各事業者は常に出勤できるよう、車両の点検・整備の励行と性能の向上を図る。

#### 4 備蓄資機材整備計画

災害発生時に、北ト協本部、地区ト協、事業者等の活動に支障を来すことのないよう、それぞれの場所に必要な資機材を整備する。また、燃料、車両部品、その他輸送のための必要資機材等を道内に配備する。

#### 5 情報通信連絡体制整備計画

災害発生に際し、緊急輸送を実施するためには、被災の状況、北ト協ならびに地区ト協の任務、任務遂行のために必要な措置等を迅速かつ的確に把握し、伝達する必要がある。このため、情報収集・伝達・管理体制を計画的に整備する。

#### 6 災害用資金準備計画

平常時、災害発生時、緊急輸送終了後など各段階における北ト協ならびに地区ト協の活動を円滑に遂行するため、災害用の資金を積立てるものとする。

### 3章 災害発生時応急対応計画

#### 1 活動態勢

災害が発生し、または発生のおそれのある場合においては、北ト協緊急輸送対策本部ならびに地区ト協緊急輸送対策地方本部を設置し、災害応急対応に従事する職員を配置する。このため、北ト協ならびに地区ト協は、本部の設置または閉鎖、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務等に関する基準を別に定めるものとする。

#### 2 関係機関との協力計画

災害時においては、北ト協ならびに地区ト協単独では対処出来ない場合が想定される。その場合には、行政機関その他の機関の指示・協力を仰ぎ円滑な応急活動を実施しなければならない。そのため、平素から、国、道、指定公共機関、他の指定地方公共機関等の関係機関と協議し、協力体制を確立するものとする。

#### 3 情報連絡計画

災害時においては、被害状況、北ト協内部ならびに地区ト協、関係機関相互の通知、要請、指示等の災害状況を迅速かつ円滑に伝達する必要がある。このため、通信連絡系統及び体制の整備と情報収集及び伝達計画の作成を行うものとする。

#### 4 輸送計画

災害発生後の人員及び物資の輸送は、災害応急対策の基幹となるものであり、車両は、迅速かつ円滑に調達されなければならない。このため、車両調達体制、出動体制、車両・人員待機体制を確立するものとする。

#### 5 燃料・資機材等調達計画

災害時には、燃料・資機材等の不足が予測されるほか、緊急輸送のためには特殊な資機材や車両装備が必要となることも考えられる。このため、燃料、資機材等の調達場所、調達手続き等を整備するものとする。

## 6 資金に関する応急対策計画

災害時の緊急輸送及びそのために必要な諸活動を支えるためには、資金的裏付けが必要となる。このため、人件費、車両使用料、一時立替金の調達方法・手続き等を整備するものとする。

## 4章 残務対応計画

### 1 業務従事者の災害補償について

緊急輸送に関わる業務に従事している者が事故・災害を蒙った場合の補償については、北ト協ならびに地区ト協は、関係機関と協議する。

### 2 各種費用の清算計画

緊急輸送に関わる各種費用の清算項目、清算基準、清算手続き等を整備するものとする。

### 3 被災事業所の再建計画

災害を受けた場合の北ト協や地区ト協等関係事業所への見舞金支出及び再建資金確保方策等を整備するものとする。